

第1回地域密着型サービス運営部会議事要旨

1 日 時 平成31年3月7日（木）午後3時00分～

2 場 所 豊明市役所 東館3階 政策審議室
出席委員 5名 傍聴者 0名

3 あいさつ

4 議題及び議事概要

議題1 地域密着型サービス事業者実地指導状況について

議題2 平成30年度実地指導の結果について

議題3 地域密着型サービス事業所指定状況について

議題1 地域密着型サービス事業者実地指導について

平成30年4月から、尾三（4市1町）連携で、地域密着型サービス事業所の実地指導をはじめた。そのため、昨年より多くの事業所の実地指導を行うことができた。

Q：豊明市の事業所の実地指導に他の市町の職員が入っているのか？

豊明市の職員は、入っているのか？

A：基本は、豊明市（保険者）が行うものであるため、必ず豊明市の職員が入っている。該当市町の職員以外に、他市の職員1名、県の実地指導経験者のアドバイザー1名が同行し、ノウハウを持ち寄ってやっている。

Q：同じ基準でやっているのか？

例えば、豊明市が厳しいとかはないか？

A：アドバイザーから指導を受けて、レベルを揃えている。

Q：老健などの実地指導は、2年に1回だが、地域密着型事業所の指導は、何年ごとか？

A：原則は3年に1回である。今後は、2年に1回ぐらいの回数ができると思う。日進と豊明は事業所の数が多い。

Q：実地指導ではどんなところをみるのか？

A：運営規定、人員、施設整備などを書類や施設見学による現場確認を行っている。

Q：食事とかもみているのか？

A：そこまではみていない。

議題2 平成30年度実地指導の結果について

資料2に記載した内容が、今年度の指導内容のまとめである。

Q：（1）運営規定に実施地域に豊明市外が入っている と記載があるが、他の地域の人がいるのか？

A：原則は豊明市内の人しか利用できないが、協議依頼により豊明市が指定することで利用できる場合はある。

今回は、利用者がいない事業所の運営規定に記載があったため、指導した。

Q：利用が必要となった場合は、どうするのか？

A：例外の利用者が発生した場合は、変更届にて運営規定に追記してもらう。

Q：不適切な文言の表記があるとは、具体的にどんな文面か？

A：反社会的勢力に関する記述、同系列の事業所名が具体的に記載されている等

Q：他市の利用している施設、人数はどれくらいいるのか？

A：現在は資料3にて指定している事業所と登録人数のとおりである。
協議依頼にて、枠内で許可している。

Q：指導事項の確認は、どうやって行っているのか？

A：1か月以内に、文書で回答してもらっている。現地の確認は、次回の実地指導の際の継続確認事項にし、確認している。
実地指導は、指摘事項を探しに行っているわけではないので、助言と考えてほしい。

Q：総合事業について、今後実地指導をする予定はあるか？

A：総合事業を単独で行っている施設はないので、地域密着での実地指導の際に併せて確認し、必要であれば指導する。

議題3 地域密着型サービス事業所指定状況について

現在、豊明市民が利用している地域密着型サービス事業所は、市内市外を合わせ、グループホーム5施設、小規模多機能型居宅介護施設1施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ミニ特養）、地域密着型特定施設入居者介護1施設、地域密着型通所介護12施設です。1施設である。

Q：自分の住んでいる地域の近くに該当施設がないが、そういう場合はどうしたらよいのか？

A：通所介護は送迎もあるので、豊明市内ならどこでも利用できる。

Q：定員いっぱいなのか、定員に余裕があるのかなどの、施設の利用状況は把握できているか？

A：定期的に確認して把握しているわけではないが、施設の利用状況は、若干の差はある。

Q：施設、事業所利用についての苦情が多いのか？苦情はどんな内容か？

A：事業所の説明不足による、解釈の違いによる苦情が多いが、きちんと説明すれば理解してもらえる内容がほとんど。

問合せ先 豊明市役所 健康長寿課 介護保険係

電話0562-92-1261